

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年11月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000172号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000066号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月15日の標準賞与額を23万9,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月15日

請求期間当時、会社から賞与を受け取っていたか、そこから厚生年金保険料が控除されていたかの記憶が曖昧であったが、年金事務所から通知を受け、賞与が支払われていることを知った。平成18年12月の賞与について記録を訂正し年金給付に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細書によると、請求者は同社から請求期間に係る賞与の支払を受け、標準賞与額(27万円)に見合う厚生年金保険料より低い厚生年金保険料(厚生年金基金分の掛金を含む1万6,296円)を事業主により控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、23万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年10月31日に年金事務所に提出し、厚生年金保

険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。